

	質問内容	回答
1	(仕様書P.3) ○メニュー間での重複計上の可否について 【事業目標】の成果指標として、メニューⅠ「受入環境整備に向けアクションに着手した企業数 60社」とメニューⅡ「人材とマッチングした企業のうち、内定を出した企業又は内定には至らなかったがプレエントリープログラムを活用した企業100社」がそれぞれ設定されています。 同一の企業が「育成計画の策定(メニューⅠ)」を完了し、かつ「内定の提出またはプレエントリーの活用(メニューⅡ)」に至った場合、それぞれの指標において1社ずつ(計2件分として)計上可能という認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	(仕様書P.3) 【事業目標】メニューⅠに記載の活動目標について、「募集説明会・研修会等に参加した企業数」とは、育成計画策定支援勉強会に参加した企業も含まれますか。	育成計画策定支援勉強会に参加した企業も含まれます。
3	(仕様書P.3) ○グループ企業が参加した場合の企業数のカウント方法について 「企業数」のカウントに関し、同一グループ内において別法人(別番号の法人格)を持つ複数の企業がそれぞれ事業に参加し、要件を満たした場合、それぞれを独立した「1社」としてカウントすることは可能でしょうか。	グループ企業であっても別法人である場合、それぞれを独立した1社としてカウントします。
4	(仕様書P.3) ○プレエントリープログラムの最低要件について 仕様書P.9にて「就業体験はインターンシップに限定していない」とありますが、成果指標にカウントするにあたり、最低限必要な実施日数や内容の定義はありますか。例えば、1日(数時間程度)の「職場見学・職場体験」といった極めて短期間の実施であっても、1件のアクションとして計上可能でしょうか。	プレエントリープログラムについて、最低限必要な実施日数や内容の明確な定義付けは行っておりません。 ただし、成果指標に計上するプログラムは、本事業の趣旨を鑑み、外国人材が就職する際の理想と現実とのギャップを低減すること及び企業が採用前に人材の適性や能力を見る機会を設けることで、採用後のミスマッチを低減し、職場定着を促進できると考えられる内容であることが必要です。
5	(仕様書P.3) ○内定辞退が発生した際の扱いについて メニューⅡの指標である「内定を出した企業」について、企業が正式に内定を出したものの、その後に外国人材側から辞退の申し出があった場合でも、企業側のアクション(意思決定)として1社にカウントしてよいかご教示ください。	企業が正式に内定を出した場合は、その後に内定辞退があったとしても、事業目標の「人材とマッチングした企業のうち、内定を出した企業又は内定には至らなかったが、プレエントリープログラムを活用した企業」における1社にカウントします。
6	(仕様書P.4) ○育成計画の策定完了を証明する客観的エビデンスについて 「育成計画の策定まで完了」に関し、客観的な完了判定基準について確認させてください。実績報告にあたり、企業代表者の署名・押印等がなされた最終計画書の写し等の提出が必須となるのでしょうか。あるいは、受託者が策定済みであることを確認した旨の報告(リスト提出等)をもって完了とみなされるのでしょうか。	仕様書P.11「提案事項9のイ 育成計画の公表」において、策定した育成計画がホームページ等で公表されたことをもって完了とみなします。
7	(仕様書P.4) ○育成計画書における必須項目の規定について 策定された育成計画を事業目標にカウントするにあたり、最低限盛り込むべき必須項目(例:キャリアパス、昇進時期、具体的な教育プログラム、評価基準等)の指定やリストはありますか。	育成計画について、必須項目の指定やリスト等はございません。
8	(仕様書P.4) ○既存の育成計画を改訂・更新した場合の扱いについて 既に外国人材を雇用しており、自社で育成計画を保持している企業が、本事業の勉強会等を通じて内容を大幅にアップデート・改善した場合、これを「育成計画の策定完了(1社)」としてカウントすることは可能でしょうか。	本事業の勉強会を受講し、既存の育成計画を改善等した場合も、育成計画の策定を完了した企業としてカウントすることが可能です。ただし、新規策定か既存のものを更新したものなのか内訳の整理をお願いします。
9	(仕様書P.4) ○育成計画書の指定様式の有無及び独自様式の使用の可否について 大阪府が指定する特定の「育成計画書」の様式はありますか。特段の指定がない場合、受託者が仕様書P.6の提案事項4に基づき、独自のワークシートやテンプレートを作成・使用して企業を指導することは認められますでしょうか。	育成計画書について、指定の様式等はございませんが、公募要領P.10の8(2)に記載のとおり、内容の詳細については、選定後に協議させていただきます。 また、受託者が独自のワークシートやテンプレート等を作成・使用して勉強会に参加した企業に対し、指導することについて差し支えございません。なお、企画提案の内容に含めていただくことも可能です。
10	(仕様書P.8) ○インド・トッププロモーションとの連動について 現時点で大阪府が想定している具体的な実施時期や対象都市(タミル・ナドゥ州等)の候補はありますか。前年度と同様のスキームを想定すべきか確認させてください。	現時点で具体的な実施時期や開催都市等の想定はございません。 令和6年度の大阪府のインド・トッププロモーションのフォローアップの取組との連動が求められる場合は、可能な限りでご協力をお願いいたします。
11	(仕様書P.9) プレエントリープログラム(インターンシップ等)は有償を想定していますか、それとも無償でしょうか。	仕様書P.9「提案事項7 留意事項」に記載のとおり、プレエントリープログラムを実施する企業が参加する外国人材に報酬等を支給するかについては、実施する企業の判断とします。

12	(仕様書P.11) 「提案事項9のア 成果事例集の作成」について、想定している取材事例数(企業数)はありますか。また、「イ 育成計画の公表」企業は、事例集取材企業と重複しても問題ないですか。	成果事例集について、事例数の想定はございませんが、参考にしようとする企業の具体的な改善行動につながる構成となることを期待しており、企業の抱える課題に沿って、提案事業者が最適だと思う数をご提案いただければと思います。 なお、育成計画の公表企業と成果事例集の取材企業は重複しても差し支えございません。
13	(仕様書P.12) 精算において、精算時に提出する書類はどのようなものでしょうか。	仕様書P.12の7(2)②に記載のとおり、収支精算書をご提出いただきます。 なお、精算検査においては、収支精算書と給与明細、貸金台帳、業務日誌、出勤簿、公的証明書、請求書、領収書等の各種証拠書類の確認を行う予定です。 詳細については、仕様書に記載のとおり、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議してください。
14	(仕様書P.13) 再委託する場合、再委託金額の上限設定はありますか。	仕様書P.13に記載のとおり、再委託は原則禁止としているところですが、やむを得ず再委託を行う場合は、再委託金額が契約金額の相当部分を超えることはできません。相当部分とは、契約金額の総額50%を超えることをさします。
15	(公募要領P.5) 「応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む。)」 上記規定は、応募者(元請となる事業者)及び共同企業体の構成員に対する制限であると理解してよろしいでしょうか。すなわち、応募者にも共同企業体の構成員にも該当しない者(例えば、仕様書P.13「9 再委託」に基づき、受注者が業務の一部を再委託することを想定している再委託先の事業者)については、本規定の適用対象外であるという理解でよろしいでしょうか(再委託を予定している会社が、別の応募者の再委託先となってもよいかどうか)。	仕様書P.13に記載のとおり、再委託は原則禁止としているところですが、やむを得ず再委託を行う場合について、ご認識のとおり、1社1提案とする制限は、応募者及び共同企業体の構成員に対するものであり、再委託先の事業者については対象外となります。
16	(公募要領P.10) 契約は金額確定型の契約もしくは概算契約でしょうか？	本契約は概算契約です。 本事業終了後に精算検査を行い、精算の結果、契約額よりも事業費の実績が下回った場合は減額・返還を求めることとなります。
17	(公募要領P.10) 概算契約の場合、一般管理費は認められますか？認められる場合、一般管理費率のパーセンテージの上限は何%でしょうか。	一般管理費は認められます。 一般管理費率は、受注者の内部規定などで定める率又は合理的な方法により算定したと認められる率とし、上限は10%程度を想定しています。
18	(公募要領P.10) 契約保証金の納付義務はありますか。	公募要領P.10の8(7)、(8)に記載のとおりです。
19	本事業は国の予算が入っていない認識で宜しいでしょうか。もし国の予算が入っている場合、予算名を教えてくださいませんか。	本事業の予算の財源は、大阪府の一般財源のみです。
20	事業参加外国人材について、特定技能や技人国をはじめとした外国人材を対象にしているなど、大阪府のお考えとして優先や比重・割合等についてあれば、方針をお聞かせください。	大阪府では、「OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会」の方針に基づき、人手不足が顕著な産業等に、即戦力となる人材の確保を進めるとともに、大阪の成長を支え、さらに新たな価値を創造する人材の受入れを進めています。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/kikaku/osaka-gaikokujinzai/dai2kai.html 本事業にあたっては、府内企業が求める外国人材を想定してご提案ください。